「日野市民会館・七生公会堂に関する施設個別計画（素案）」パブリックコメント実施要領

１ 意見募集について

市では、老朽化が進んでいる日野市民会館・七生公会堂について、その機能を保ち、持続的に安全かつ快適な施設サービスを提供していくことを目的として、現状を整理し今後の方向性の検討を行うとともに、将来的な改修・更新等費用の縮減及び平準化を実現する施設整備の具体的方針・計画を示した個別施設計画として策定するにあたり、この内容に関し、広く市民の皆さまの意見を募集します。

２ 意見募集期間

令和7年2月３日（月曜日）から令和７年3月４日（火曜日）まで（必着）

３ 資料の入手方法

「日野市民会館・七生公会堂に関する施設個別計画（素案）」は、令和7年２月３日（月曜日）より、次の方法で入手することができます。

視覚に障害のある方からもご意見をいただけるよう、ホームページには PDF と Word の２つのデータファイルを掲載しておりますので、読み上げソフトをご利用の上、確認してください。読み上げソフトのご利用ができない方は、お手数ですが問い合せ先にご連絡をお願いします。

（１）インターネットによる閲覧・ダウンロード

 日野市ホームページ

（２）窓口での閲覧

 次の窓口で閲覧することができます。 ※配布は行っておりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧場所 | 閲覧できる時間（令和7年２月３日（月曜日）より） |
| 文化スポーツ課 | 月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時まで※土曜日、日曜日、祝日は閉庁 |
| 中央図書館 | 火曜日から金曜日 午前１０時から午後７時まで土曜日、日曜日、祝日 午前１０時から午後５時まで※月曜日は休館（ただし、月曜日が祝日の場合は開館） |
| 高幡図書館 |
| 日野図書館 |
| 多摩平図書館 |
| 平山図書館 |
| 百草図書館 |
| 市制図書室 | 月曜日から土曜日 午前８時３０分から午後５時まで※日曜日、祝日は休み |
| 七生支所 |
| 豊田駅連絡所 |

４ 意見の提出時の記載事項

（１）ご意見のほか、氏名（団体名）・住所を記入してください。

（２）日野市に在勤・在学の方は、その名称及び所在地も記入してください。

（３）上記（１）（２）のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記入してください。

※上記の事項は、日野市パブリックコメント手続実施要綱（令和元年１１月５日制定）に基づき、意見書に記載を要する事項となります。上記の記載事項がない意見書は、参考意見とさせていただきます。

５ 意見の提出方法

 意見書に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で令和７年3月4日（火曜日）までに必着で提出してください。なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載していただければ、任意の書式でも構いません。

（１）持参による提出

①意見書の様式に従い、A４サイズの用紙に意見を記載し、持参してください。

②提出先：日野市役所３階 ８番窓口 文化スポーツ課（住所：日野市神明1-12-1）

（２）郵送による方法

 　①意見書の様式に従い、A４サイズの用紙に意見を記載し、封書で送付してください。

なお、封書には、朱書きで「日野市民会館・七生公会堂に関する施設個別計画（素案）に関する意見」と記載してください。

 　②郵送先：〒191-8686 日野市　産業スポーツ部　文化スポーツ課

（３）ファクシミリによる方法

 　①意見書の様式に従い、A４サイズの用紙に意見を記載し、送信してください。

 　②送信先：042-581-2516 日野市 産業スポーツ部　文化スポーツ課

（４）電子メールによる方法

 　①意見書の様式に従い、テキスト形式で意見を入力し、送信してください。

URL への直接リンクによるご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承くだ　さい。

なお、電子メールの件名は、「日野市民会館・七生公会堂に関する施設個別計画（素案）に関する意見」としてください。氏名（団体名）・住所は、必ず本文中に記載してください。

 ②送信先：電子メールアドレス gbunka@city.hino.lg.jp

６ 注意事項

（１）ご意見は、日本語で記載してください。

（２）提出いただいたご意見は、氏名（団体名）・住所を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

（３）意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。

①個人や特定の団体を誹謗中傷するもの

②個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの

③個人や特定の団体の著作権を侵害するもの

④公序良俗に反するもの

⑤営業活動等営利を目的としたもの

（４）同様のご意見及びご提案は、集約させていただく場合があります。

（５）提出いただいたご意見に対する市の回答は、日野市ホームページで行います。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

（６）電話及び口頭でのご意見は原則受付できません。ご意見の提出は上記「５ 意見の提出方法」に記載の方法でお願いします。ご意見の提出に関して、特別な配慮が必要な場合はご相談ください。

７ 問合せ先

日野市 産業スポーツ部　文化スポーツ課 電話番号 042-514-8462

※土曜日、日曜日、祝日を除く、月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時まで